

議第 28 号

呉市・下蒲刈町合併建設計画ほか 7 合併建設計画の変更について

- 1 呉市・下蒲刈町合併建設計画（平成 14 年 8 月 5 日策定）の一部を次のように変更する。

V まちづくり計画第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 交流拠点の整備促進

新市の速やかな一体化と地域の均衡ある発展を図るため、交流拠点の整備に努める必要があります。

新市の陸の玄関口である JR 呉駅及び海の玄関口である呉中央栈橋が立地する宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区、中央地区商店街が立地する本通・中通地区など、市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進することにより、新市としての拠点性の向上に努めます。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設、回遊ルート等の整備	市

呉市・下蒲刈町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図 1 のように改める。

- 2 呉市・川尻町合併建設計画（平成 15 年 7 月 29 日策定）の一部を次のように変更する。

V まちづくり計画第 4 項第 3 号中「推進します」を「推進するとともに、宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区、中央地区商店街が立地する本通・中通地区など、市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進します」に改め、同項の表 JR 駅・駅周辺整備事業の項の次に次のように加える。

呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設、回遊ルート等の整備	市
------------------	----------------	---

呉市・川尻町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図 2 のように改める。

- 3 呉市・音戸町合併建設計画（平成 16 年 4 月 28 日策定）の一部を次のように変更する。

V まちづくり計画第 4 項第 3 号中「推進する」を「推進するとともに、宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区、中央地区商店街が立地する本通・中通地区など、市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進する」に改め、同項の表臨港道路整備事業の項の次に次のように加える。

呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設、回遊ルート等の整備	市
------------------	----------------	---

呉市・音戸町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図 3 のように改める。

- 4 呉市・倉橋町合併建設計画（平成 16 年 4 月 28 日策定）の一部を次のように

変更する。

Vまちづくり計画第4項第3号中「推進する」を「推進するとともに、宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区，中央地区商店街が立地する本通・中通地区など，市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進する」に改め，同項の表臨港道路整備事業の項の次に次のように加える。

呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設，回遊ルート等の整備	市
------------------	----------------	---

呉市・倉橋町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図4のように改める。

- 5 呉市・蒲刈町合併建設計画（平成16年4月28日策定）の一部を次のように変更する。

Vまちづくり計画第4項第3号中「推進します」を「推進するとともに，宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区，中央地区商店街が立地する本通・中通地区など，市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進します」に改め，同項の表港湾改良事業の項の次に次のように加える。

呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設，回遊ルート等の整備	市
------------------	----------------	---

呉市・蒲刈町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図5のように改める。

- 6 呉市・安浦町合併建設計画（平成16年4月28日策定）の一部を次のように変更する。

Vまちづくり計画第4項第3号中「推進します」を「推進するとともに，宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区，中央地区商店街が立地する本通・中通地区など，市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進します」に改め，同項の表JR駅・駅周辺整備事業の項の次に次のように加える。

呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設，回遊ルート等の整備	市
------------------	----------------	---

呉市・安浦町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図6のように改める。

- 7 呉市・豊浜町合併建設計画（平成16年4月28日策定）の一部を次のように変更する。

Vまちづくり計画第4項第3号中「連絡道の整備を推進します」を「連絡道の整備を推進するとともに，宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区，中央地区商店街が立地する本通・中通地区など，市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進します」に改め，同項の表CATV施設高度化事業の項の次に次のように加える。

呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設，回遊ルート等の整備	市
------------------	----------------	---

呉市・豊浜町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図7のように改める。

- 8 呉市・豊町合併建設計画（平成16年4月28日策定）の一部を次のように変

更する。

Vまちづくり計画第4項第3号中「推進します」を「推進するとともに、宝町地区や入船山記念館を始め日本遺産を構成する文化財が集積する幸町地区，中央地区商店街が立地する本通・中通地区など，市中心部の回遊性を高めるための機能の整備を推進します」に改め，同項の表行政センター整備事業の項の次に次のように加える。

呉市中心部回遊性向上機能整備事業	集客施設，回遊ルート等の整備	市
------------------	----------------	---

呉市・豊町合併建設計画事業箇所図（呉市分）を別図8のように改める。

（提案理由）

呉市・下蒲刈町合併建設計画ほか7合併建設計画に呉市中心部回遊性向上機能整備事業を追加するため，旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第5条第7項の規定により，この案を提出する。